（毎日曜日休刊）　（本邦文書）

時事新報

第千二百廿四號

明治十九年三月十六日　火曜日
（西暦一千八百八十六年）
舊丙戌二月十一日　（乙亥）

時事新報定價

一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇一箇年前金五十錢〇郵便料一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇右之郵便料ハ各地ニ於テハ最寄書籍取扱所ヨリ無料ニテ配達致候（但本社ヨリ直接郵便スルモノハ此限ニアラズ）

東京、横浜、横須賀、横浜本町通、小田原、熱海、七湯、大阪、京都、大津、敦賀、福井、金沢、高岡、富山、高崎、前橋、宇都宮、日光道、鹿山、青梅、熊谷、川越、小山、佐野、館林、下ノ間、長崎、右ノ海、坂、岡崎、豊橋、四日市、津、松坂、山田、仙台、青森、福島、二本松、石ノ巻、白石、郡山、福島、宇都宮、高崎、八王子、千住、草加、川越、名古屋、清洲、杉戸、春日、久喜、鴻巣、千葉、登戸、寒川、佐倉、東金、市川、八幡、船橋

其他郵便局ノ無ル地ハ郵便官ノ廻所ハ同シク郵便料不申受候

時事新報廣告料（前金）一行ニ付

	一日限	二日以上	七日以上	十六日以上
一行廿四字詰	八錢	七錢	六錢	五錢
自十一行至三十行	七錢	六錢	五錢	四錢
自三十一行以上	六錢五厘	五錢九厘	五錢五厘	五錢五厘

時事報報

日本國の鐵道事業　四

日本鐵道會社は早くその一千四百萬圓を利用すべし

日本鐵道會社は我日本政府より特別の保護助力を請ひ受けて成立つ者なり會社の株券は毎區建築の落成までその拂込金額に對し年八分の利子を下附せられ、運輸の業を開きたる後とてもまた收入純益年八分に上らざる時は東京仙臺間は毎區十箇年、仙臺青森間は毎區十五箇年我政府より不足それ利益金を補給するとの厚き約束もあり又官有の土地にして鐵道工事ゑ要用なる部分ハ無代價にて會社に貸與し、或は民有の土地家屋にして前同斷の用に供せる者は公用土地買上規則ゑ基況一旦政府にて買入れたる上更ゑ之を會社に拂渡せなど特分保護の優渥なる者と申すべし其代りに鐵道會社ハ明治十四年十一月より向ふ滿七箇年即ち來る二十一年の十月までには東京より高崎を經て前橋に至り夫より白河仙臺盛岡と通じて青森まで日本里程凡そ二百里のその間に線路を敷設し運輸業を開かざる可らずとの責任を日本政府に請合ひたるなり此保護并に此責任の事ゑ關して我輩愛に何とも言ハずと雖ども鐵道會社が去る十四年れ十一月我政府と特許條約を結びたる以來今年今月までにて殆んど滿四箇年半に一箇月と缺くの長き月日を費し、同會社が其責任を果すべき殘餘の年月は僅ゑ二年と餘そゑ過ぎざる次第なるに其實際同社の監督ゑ成る鐵道工事は遙く東京前橋間六十八哩餘、大宮宇都宮間四十九英里の線路往復と開きたる所ゑにしてゑの外品川赤羽間の十三英里と合せ日本里程五十四里と路へず兎に角に七箇年ゑて成功と請合ひたる二百里の鐵道が四箇年半の今日に最初の約束の四分の一許り出來したりとありては此殘る二箇年半に殘る四分の三即ち一百五十餘里間の線路工事を見事ゑ仕上ゲ得て政府に對して違約の罪と免うるゝことを期ゑ難し然ハ不安心ゑ堪へざるゑり

世界の文明國にて鐵道の事を知らず然れども之の事面に就ては此たる事遠より見る時は同社受負鐵道工事の遲延ハ明白なるゑ日本人民が見聞せる明白の事實ゑして、事實ゑ明白なるゑ以て罪ゆ可らず左ちば其鐵道工事の指取ら不ん所ハ獨會社に全く不足なるが爲めかと云ふに決して然らざる事ゑ外面より觀る時は同會社いろの工事を捗取せざるがために可惜大金を遊ばせ置くものと云ふも可ならん即ち同社の資本金ハ概算二千萬圓にして株金拂込は六箇年十二回に分ち遲くも明治二十年の一杯に二千萬圓の正金は同社ゑ手ゑ入るべき勘定にて今頃は二千萬圓の三分の二乃至四分は三ハ早や募集ゑとゑりても然るべきゑ同社の創立以來昨年十八年の十二月までに拂込ゑ總資高未ざ六百萬圓ゑらずして即ち總資本金の三分の一乃至四分の一ゑるゑ過ぎざるなり然して同會社の株主たるものが實際金無くゑてゑの株金を拂込ざるゑ因るゑと云ふに全く以て然らず荷も金とさへ拂へば其拂込の當日より運輸開業まで、運輸開業より向ふ十箇年乃至十五年間は日本政府の保證ゑるが故ゑ年八分の收入は罪て待つべく安心と云ひ利割と云ひこれほどに都合の善きものは今の不景氣世界にて他に多くゑる可らざるに因り彼の二千萬圓の株金と六年十二回のその代りに二年四回、或ハ一年二回位に短縮ゑて募集するとも申込人の即座に來りて滿員とゑると倘ゑ中山道鐵道公債の募集と同一の結果ゑらんは我輩の信ゑて疑はざる所なり然るに鐵道會社が既に其工事約束期限の三分の二とも經過せんとする今月今日に際しゑながら鐵道敷設資金高の僅ゑ四分の一內外の拂込金と受けたるゑ止まりて、即座にも集まるべきその金と故さらに株主の臺裡ゑ遊ばせ置くとは畢竟工事捗取らざるがゆゑに即時に金の入用せざるゑと云ふより他に評もゑきなり又ゑれと別種の問題ゑども鐵道會社がろの受負工事と急がずして二百里七箇年の鐵道ろの期までに落成せざるやうの出來事もゑりとせば我政府ハ夫れにても何ゑ線路開業まで八分の利子を補給する如き最と寛大の恩惠ゑあるべきや實際の事は兎も角、我輩人民の眼より見るときは責任を果たさずして保護にのみ浴せんとそゑる事ろ理の不當ゑる者と云はざると得ざるなり左れば我輩は日本鐵道會社に勸告す早く一千四百萬圓の拂込未濟株金額を取聚めて同時に宇都宮以北青森までの鐵道工事ゑ起し殘餘の二年間と期ゑて第五區までの運輸營業に着手する覺悟と定めざる可らずと蓋し今日の日本鐵道會社ハ金なきに非ずたゃ工事と遲緩ゑ附し置くが故ゑ差當り金の要用ゑき姿なれども一旦大ゑ奮て其工事と果たさんと欲せば一千四百萬の金は立所に鐵道事業に投資し去ると實に易々たる次第なるのみ

（未完）

官報

○大藏省令第二號

府縣（神奈川縣ヲ除ク）

今般第三號ヲ以テ入山出納規則制令相成候處十八年度所屬ノ租稅ハ左ノ手續ニ據リ整理スベシ

但十九年度所屬ノモノト其取扱ヲ區別シ事務錯雜セサル樣注意スベシ

明治十九年三月十五日　大藏大臣伯爵松方正義

第一條　十八年度所屬ノ租稅整理ノ手續

十八年度所屬ノ租稅ハ之ヲ別紙上納諸申報及決算ノ順序トモ凡テ從前ノ取扱ニ準ジ順序ニ據リ取扱フベシ

○第二條　過誤納金ヲ發見シタルトキハ左ノ書式ノ受取ヲ製シ收稅長ヨリ主稅局長ヘ還付金ヲ請求スベシ但シ科目ノ更正ニ止マルモノハ從前ノ通リ扱フベシ○第三條　前條過誤納金ハ主稅局ヨリ拂戾ヲ爲スベキ順序ニ付該金勞地方ヘ到達ノ上ハ部屬長ヲシテ現金受取方ノ手續ヲ爲サシムベシ○第四條　過誤納ニ係ル納稅切符ハ從前ノ收納順序第十一條第十二條ニ據リ處分スベシ

過（誤）納還付金請取書

第何號

一金何程

但明治十八年度何「租稅」（小科目）第何期或ハ何月何日限收入又ハ隨時收入ノ分

右請取候也

主稅局長氏名印

收稅長氏名印

主稅局長宛

○辭令

主稅局統計課長大藏省主稅官　佐伯惟馨

斯波主稅官不在中主稅局調査課長兼務被仰付（三月十二日大藏省）

主稅局計算課長大藏省主稅官　戸叶正明

有尾主稅官不在中主稅局地租課長兼務被仰付（同）

主稅局地方稅課長大藏省主稅官　小泉信吉

主稅局調査課兼務被仰付（同）

金庫局大坂出張所長大藏省主計官　山內芳秋

總務局備荒儲蓄課兼務被仰付（同）

○通貨ノ事歷（去ル三日ノ續）

右決定セル所ニ據レハ新貨ノ種類ハ銀貨五種、金貨三種、及銅貨二種ニシテ其ノ內一圓銀貨ヲ以テ之カ本位トナス其ノ名稱品質ハ左ノ如シ

種類		品質	量目（グレーン）
銀貨	一圓（本位）	銀九百	四一六
	五十錢	同百	二〇八
	二十錢	同百	八三
	十錢	同百	四一
	五錢	同百	二〇、八
	二十錢	同百	一六
	一錢	同百	一一〇
銅貨	半錢	銅	四
	一錢	同	二四八
	五厘	同	一二四
	二厘半	同	六二

（備考）此ノ二圓半金貨ハ未鑄造セラレサルニ先チテ廢セラレ更ニ二圓金貨及一圓金貨ヲ鑄造スルコト爲レリ

前陳ノ如ク我カ國貨改正ノ最樞要點タル金銀新貨ノ品位量目ニ關スル制規ハ政府ノ叮嚀審議ヲ經テ明治三年十一月一タヒ決定セラレタリト雖幾モナクシテ其ノ翌四年四月更ニ改正シ銀貨本位ノ制ヲ棄テ、金貨本位ノ制ヲ取ルヿニ確定セラレタリ此ノ確定ハ實ニ我國財政上ノ一大要件ナリトス今ソノ事由ヲ釋スルニ是ヨリ先キ大藏少輔伊藤博文ハ財政講究ノ爲ニ命ヲ奉シテ米國ニ在リ歐米近世貨制ノ實況ヲ察スルニ金本位主張ノ說方ニ傾ヒテ行ハレ將來東洋諸國モ亦金本位ノ潮勢ニ順ハサルヲ得サルノ姿アルヲ以テ本位更革ノ意見、三年十二月廿九日付）ヲ具シテ之ヲ大藏卿ニ寄呈ス其ノ大要左ノ如シ

抑貨幣ヲ鑄造スルニ當リテ其ノ本位ヲ定ムルニ金銀ト孰レカ貨幣ノ基礎ニ適當スヘキヤ此ノ問題ハ既ニ方今文明歐洲諸國ノ大家碩學多年ノ經歷ニヨリ驗究セシ所ニシテ宜シク金貨ヲ本位ト定ムヘキトノ議ハ略一轍ニ歸ス然レトモ澳地利和蘭等ノ諸國ニ於テ仍銀貨ヲ以テ其ノ本位ニ用フル所以ハ是其ノ邦從來ノ舊法ト變革スルニ多少ノ妨碍ヲキ能ハサルカ故ナルヘシ之ニ反シテ今若シ歐洲文明ノ邦土ニ於テ新ニ貨幣ヲ鑄造スルノ法ヲ創立スルノ國アレハ必金貨ヲ以テ其ノ本位トナスヿ疑ナシ是ヲ以テ之ヲ觀レハ我カ國今日新ニ貨幣ヲ鑄造スルノ際ニ當リテハ宜シク他邦從來ノ經歷ニ基キ減ハ學者ノ議論ヲモ折衷シテ至當ノ正理ニ則トルヘシ然レトモ若シ我カ國ノ事情上ニ於テ銀貨ヲ原位トセサレハ現今金國ノ通貨トナルヘキ當事アル時ハ止ムヲ得サルヘシト雖モ然ラスンハ金貨ヲ本位ト定ムルニ如クハナシ然ルニ金貨ヲ以テ本位ト定ムレハ銀貨ハ之ヲ補助貨ト稱スルヘシ但シ已ニ銀貨ヲ本位ト定メタル以上ハ之ヲ今遽ニ廢止スルヿハ人心ニ揭示シタル如ク其ノ事實ハ將來漸々金貨ノ虞ナカルヘシ（別紙）

○汽車收入　去月中東京一萬八千四百九十三人、六錢、手廻荷物二萬三千百七十九圓八十九錢七厘、小荷物十萬百七十九圓、此の賃金二千五百九十三圓十五錢九厘なり旅客四千四百三十九人、物五百七十三斤、此の賃金千三百十一斤、此の賃金十四萬四千八百二十七圓十厘總計千四百四十圓十錢

雜報

○岐阜通信　三月四日岐阜縣會閉場　同會議回て全く正副議長及び會議ゆる其改撰と畢り閉と以て直ちゆ閉塲式と行ひ年より山岳治水の兩黨あるしが其後は黨論も全く消しも其勢力はとうく水部より出く同員五名の中ひる有樣なりしも今回の を恢復し有力ある議員りとの評あり若し將來二名を出去更に一椅と得なき撰擧といふべし○醫論ありし醫學士相磯慥氏學説と研究する爲め今回由ゆて頃日來知友同僚の が昨三日拂曉當地と出發 俄郡柳野村字北山の銅鑛れば益々盛大に掘鑿する 秀氏の所有なるが從來此 るを以て已を得ず結社は 一萬株と雇來の關係人其 るとを得せ求めこれ自ら といふ既ゆ今回其筋の発 果々として丘を爲すも未 発許と得たる故退々鑛析 る掘溜のみにても無慮三 さなり併し同鑛い未ざ 発許と時とし不日小崎 と行ふ由にて既に頃日 字と染抜たる旗幟帷幕及 同鑛の鑛質は極めて良 盛みゆり又銅中ゆは多分 の上い非常の利益と 縣にては是迄餘り洋服を 出張れ官吏か土木請負 一般に請負多くい洋 とゆく厚顏恥ゆ有樣なり 規模極りて狹少なるに 銀貨ハ之ヲ補助貨ト稱スルヘシ但シ已ニ銀貨ヲ本位ト定メタル以上ハ之ヲ今遽ニ廢止スルヿハ人心ニ揭示シタル如ク其ノ事實ハ將來漸々金貨ノ虞ナカルヘシ（別紙）